京都、昭45不４・昭47不10、昭47.11.17

命　　令　　書

申 立 人　総評全国金属労働組合京滋地方本部

日本計算器支部

被申立人　日本計算器株式会社

主　　文

1　被申立人は、申立人組合の組合員A_1、A_2、A_3、A_4、A_5、A_6、A_7、A_8、A_9、A_{10}、A_{11}、A_{12}、A_{13}、A_{14}、A_{15}、A_{16}、A_{17}、A_{18}、A_{19}、A_{20}、A_{21}、A_{22}、A_{23}に対する昭和44年度、昭和45年度および昭和46年度の各賃上げを各年度４月分より第１表の金額とし、すでに支給ずみの金額を控除した第２表の金額を支払わなければならない。

2　被申立人は、申立人組合の組合員A_1、A_2、A_3、A_4、A_5、A_6、A_7、A_8、A_9、A_{10}、A_{11}、A_{12}、A_{13}、A_{14}、A_{15}、A_{16}、A_{17}、A_{18}、A_{19}、A_{20}、A_{21}、A_{22}、A_{23}に対する昭和43年年末、昭和44年夏季および年末、昭和45年夏季および年末および昭和46年夏季および年末の各一時金支給額をそれぞれ考課査定を「普通」として計算した額である第１表の金額とし、すでに支給ずみの金額を控除した第２表の金額を支払わなければならない。

3　被申立人は、昭和44年８月20日付で行なったA_{16}に対する譴責および２日間の出勤停止ならびにA_2、A_1、A_{18}に対する譴責および減給の各処分を取り消し、前記出勤停止または減給により削減した賃金をそれぞれ支払わなければならない。

4　被申立人は、下記の文書を申立人に提出するとともに、同内容の文章を縦１メートル、

横1.5メートルの大きさの模造紙に墨書し、被申立人会社峰山製作所正門内の従業員が出退社のさいに見易い場所に10日間掲示しなければならない。

記

会社は、貴組合の組合員に対し、昭和44年度、昭和45年度および昭和46年度の各賃上げならびに昭和43年年末、昭和44年夏季および年末、昭和45年夏季および年末、昭和46年夏季および年末の各一時金のそれぞれの支給について平均以下の査定をしたり、妥結がおくれたことを理由に実施月をおくらせたり、昭和 45 年の夏季一時金の算定基準を前年度の基準賃金として新労と差別したりしたこと、および昭和44年８月20日付で行なった貴組合の組合員Ａ16に対する譴責および出勤停止ならびに同Ａ2、Ａ1、Ａ18に対する譴責および減給処分は、いずれも不当労働行為であったことを認め、今後かかる行為はいたしません。

以上、京都府地方労働委員会の命令により誓約いたします。

昭和　年　月　日

総評全国金属労働組合京滋地方本部

日本計算器支部

執行委員長　Ａ6　殿

日本計算器株式会社

代表取締役　Ｂ1

第　1　表

氏名＼支給区分	44年度賃上げ	45年度賃上げ	46年度賃上げ	43年年末一時金	44年夏季一時金	44年年末一時金	45年夏季一時金	45年年末一時金	46年夏季一時金	46年年末一時金
A1	62,100	65,400	68,800	96,360	124,200	124,200	126,876	143,880	75,680	144,480
A2	61,100	65,500	69,000	96,200	122,200	122,200	127,070	144,100	75,900	144,900
A3	4月～7月 67,100 8月～9月 67,600 10月～3月 64,600	69,000	72,500	101,220	134,200	129,200	133,860	151,800	79,750	152,250
A4	62,600	65,400	68,800	97,260	125,200	125,200	126,876	143,880	75,680	144,480
A5	61,600	68,000	74,000	95,940	123,200	123,200	131,920	149,600	81,400	155,400
A6	60,100	63,000	66,500	94,980	120,200	120,200	122,220	138,600	73,150	139,650
A7	59,100	63,000	66,500	92,200	118,200	118,200	122,220	138,600	73,150	139,650
A8	46,600	54,900	58,300	80,480	93,200	93,200	106,506	120,780	64,130	122,430
A9	59,600	65,500	69,000	90,100	119,200	119,200	127,070	144,100	75,900	144,900
A10	46,600	54,900	58,300	80,690	93,200	93,200	106,506	120,780	64,130	122,430
A11	57,600	61,200	64,600	91,860	115,200	114,200	118,728	134,640	71,060	135,660
A12	40,600	48,600	52,000	75,410	81,200	81,200	94,284	106,920	57,200	109,200
A13	56,100	61,200	64,600	90,460	112,200	112,200	118,728	134,640	71,060	135,660
A14	42,100	50,700	54,100	76,840	84,200	84,200	98,358	111,540	59,510	113,610
A15	59,100	63,300	66,700	93,660	118,200	118,200	91,152	49,158	73,370	140,070
A16	45,600	59,700	54,100	80,400	91,200	91,200	98,358	111,540	59,510	113,610
A17	59,100	69,000	75,500	103,455	118,200	135,930	154,560	151,800	90,600	158,550
A18	45,100	52,800	56,200	79,530	90,200	90,200	102,432	116,160	61,820	118,020
A19	37,600	44,400	47,800	71,077	75,200	75,200	86,136	97,680	52,580	100,380
A20	57,600	61,200	64,600	91,500	115,200	115,200	118,728	134,640	71,060	135,660
A21	34,600	42,300	45,700	69,280	69,200	69,200	82,062	93,060	50,270	95,970
A22	26,600	33,900	39,400	62,300	53,200	53,200	65,766	74,580	43,340	82,740
A23	31,600	40,200	43,600	66,500	63,200	47,400	77,988	88,400	47,960	91,560

（年はいずれも昭和である）　（注　単位：円）

第　2　表

氏名＼支給区分	44年度賃上げ	45年度賃上げ	46年度賃上げ	43年年末一時金	44年夏季一時金	44年年末一時金	45年夏季一時金	45年年末一時金	46年夏季一時金	46年年末一時金
A1	38,740	75,600	116,400	15,000	35,550	71,010	126,876	143,880	75,680	144,480
A2	26,900	76,800	118,800	〃	33,550	92,650	127,070	144,100	75,900	144,900
A3	5,880	52,800	94,800	〃	〃	64,600	133,860	151,800	79,750	152,250
A4	21,840	17,200	302,720	0	3,000	3,000	45,002	0	13,806	92,467
A5	27,660	33,600	0	0	33,800	4,000	16,296	0	0	0
A6	27,120	58,800	100,800	15,000	33,050	62,100	122,220	138,600	73,150	139,650
A7	6,900	15,600	292,600	0	0	35,460	46,376	12,600	13,344	89,376
A8	39,120	135,600	176,400	15,000	6,000	32,160	106,506	120,780	64,130	122,430
A9	9,500	23,600	303,600	〃	29,800	17,880	29,326	13,100	13,846	92,736
A10	38,910	112,400	320,360	〃	27,800	19,080	48,082	27,780	19,254	84,706
A11	43,740	85,200	126,000	〃	6,000	60,100	118,728	134,640	71,060	135,660
A12	38,190	132,000	172,800	〃	24,800	28,560	94,284	106,920	57,200	109,200
A13	38,640	66,000	341,200	16,000	32,550	37,860	47,574	26,340	16,741	89,998
A14	38,260	113,600	301,880	15,000	25,550	29,460	45,964	26,940	18,411	79,061
A15	80,609	121,463	325,400	〃	34,050	39,660	84,118	2,788	17,162	92,820
A16	38,200	97,200	138,000	〃	27,300	69,900	98,358	111,540	59,510	113,610
A17	10,645	39,600	0	0	0	0	22,176	0	0	0
A18	38,570	93,200	295,160	15,000	27,050	69,150	81,705	13,860	16,944	80,296
A19	39,523	117,600	158,400	〃	23,300	26,760	86,136	97,680	52,580	100,380
A20	55,600	97,200	138,000	〃	35,550	40,860	118,728	134,640	71,060	135,660
A21	38,320	76,400	50,400	〃	21,800	15,480	30,238	9,240	4,620	17,120
A22	26,300	87,600	75,600	〃	16,300	18,760	25,422	13,860	6,930	13,230
A23	32,600	133,200	174,000	〃	19,550	21,210	77,988	88,400	47,960	91,560

（年はいずれも昭和である）　（注　単位：円）

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者等

⑴　被申立人日本計算器株式会社（以下会社という）は、昭和 20 年４月創立され、肩書地に本社を、京都府中郡峰山町に峰山製作所（昭和 43 年４月までは峰山工場、以下峰山製作所という）を、大阪府茨木市に茨木製作所（昭和 43 年４月までは茨木工場、以下茨木製作所という）を有し、本件申立当時従業員 300 余名を擁し、電子式卓上計算機（以下電卓という）のほか、手動式計算器（以下ＨＬという）、その他事務用機器の製造を業とする会社である。

⑵　申立人総評全国金属労働組合京滋地方本部日本計算器支部（以下組合という）は、昭和 23 年３月峰山製作所に勤務する従業員で結成され、同 30 年７月総評全国金属労働組合京滋地方本部（当時は京都地方本部）に加盟、同 36 年茨木研究所（現在の茨木製作所）の設置に伴い、茨木分会を置いたが、同 43 年８月 19 日、同分会は組合組織から分離､総評全国金属労働組合大阪地方本部日本計算器茨木支部(以下支部という)となった。なお、茨木製作所には昭和 46 年春ごろに結成された日本計算器茨木労働組合がある。また、会社には、昭和 43 年 10 月８日、組合からの脱退者によって日本計算器労働組合（以下新労という）が結成された。このため、当初組合の組合員は 262 名であったが、昭和 45 年２月 24 日（第８日本計算器事件申立日）当時には 47 名に、さらに、昭和 47 年５月 16 日（第 11 日本計算器事件申立日）当時には 24 名に激減していた。

２　本件申立て前後の労使関係

⑴　会社は、昭和 42 年 12 月 15 日ごろ、労使協議会を開き、今期は前期に比し２倍の売上高、２倍の利益を予定している、経営的新機軸としてＨＬ部品の製造を台湾に進出させる、経営力向上のため三菱電機と提携して別会社を設立する等の新経営方針を発表し、さらに、昭和 43 年１月４日機構改革および人事異動を発表した。この人事異動において、昭和 42 年まで組合の執行委員長であったＢ２を人事課長に、同じく書記長

であったＢ３（以下Ｂ３という）を勤労課長にそれぞれ起用した。

⑵　会社は、昭和 43 年２月 15 日前記経営方針を推進し企業活動を円滑に進めるため、本社を峰山から大阪に移した。このため団体交渉（以下団交という）も本社で行なうことを決定し、その旨組合に通知した。これに対し、組合は従来どおり峰山で団交を行なうよう再三会社に申し入れたが、会社は本社での団交を固執し峰山での団交を拒否して譲らず、事実上団交は開催されなかった。そこで、組合は、前記団交拒否に対して当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和 43 年（不）第２号事件として審査した結果、同年５月 28 日付で、原則として峰山で団交を開催すべき旨の救済命令を発した。

なお、会社は前記命令を不服として中央労働委員会（以下中労委という）に再審査申立を行なったが、同年８月１日、峰山と大阪とで交互に団交を開催する旨の和解が成立し、同月５日ようやく団交が開催されるに至った。

⑶　組合は、昭和 43 年の春季賃上げ問題や団交拒否問題の打開を図るため、同年５月 10 日峰山製作所構内で決起集会を開催した。そのさい、同集会に中郡春闘共闘会議傘下の各労働組合が参加しようとしたところ会社はこれを拒否、妨害したため、労使間で紛争が生じたが、会社は、組合が会社の説得に応ぜず、前記各労働組合代表を同製作所構内に入構させたさい、組合の組合員が会社管理職に対し、暴行、傷害等の行為をしたとして、同月 18 日付でＡ６ほか 14 名に対し１日ないし７日間の出勤停止処分をした。そこで、組合は、前記処分に対して当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和 43 年（不）第 21 号事件として審査した結果、昭和 44 年８月 28 日付で前記出勤停止処分の取消等の救済命令を発した。

なお、会社は前記命令を不服として、中労委に再審査申立を行なったが、中労委は昭和 46 年２月 17 日付で、同申立棄却の命令を発した。

⑷　会社は、昭和 43 年５月 11 日夜から 12 日にかけて峰山製作所周辺の囲繞設備のなかった部分に有刺鉄線を張りめぐらし、また、同製作所構内にある組合事務所入口に鉄柵を設け、同製作所構内からの組合事務所への通行ができないようにするとともに、

組合に対し同製作所構内における集会を禁止する旨通知した。

これに対し、組合は、京都地方裁判所峰山支部（以下京都地裁峰山支部という）に前記会社の行為は組合に対する支配介入であるとして、鉄柵除去等の仮処分申請を行なった。その結果、同月 23 日「会社は鉄柵を除去し、組合員が会社構内を通行して組合事務所に立入ることを妨害してはならない」との趣旨の仮処分決定（京都地裁峰山支部昭和 43 年（ヨ）第６号事件)、および同月 28 日「会社は、組合が峰山製作所構内において、同盟罷業中または就業時間外もしくは休憩時間内に開催する組合活動のための集会を実力で妨害してはならない。会社は、日本労働組合総評議会、総評京都地方評議会、総評全国金属労働組合京滋地方本部、総評全国金属労働組合関西地方協議会、中郡春闘共闘会議などに所属する役員、オルグおよび組合の委任した弁護士が会社構内を通行して組合事務所に立入ること、および前記集会に参加することを実力で妨害してはならない」との趣旨の仮処分決定（京都地裁峰山支部昭和 43 年（ヨ）第９号事件）がなされた。しかし、会社は、その後も構内集会禁止の態度をとり続けているため、組合は構外での集会を余儀なくされている。

⑸　続いて会社は、組合の組合員Ａ$_{24}$（以下Ａ$_{24}$という）に対し昭和 43 年５月 13 日付で配置転換（以下配転という）を行ない、さらに酒気をおびて就労した等の理由により、同年７月 22 日付で同人を懲戒解雇した。そこで、組合は、前記配転、解雇に対し当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和 43 年（不）第 22 号事件として審査した結果､昭和44年４月12日付で原職復帰等の救済命令を発した。

なお、会社は前記命令を不服として中労委に再審査の申立を行なったが、Ａ$_{24}$と会社との間に和解が成立したため､昭和 46 年２月 12 日会社は再審査申立を取り下げた。

⑹　会社は、組合の組合員Ａ$_{25}$（以下Ａ$_{25}$という）に対し、同人が組合の責任者が関知せず、かつ、発行責任者を明記せず､「組合の団交申入れに対し自分の責任を回避する峰山工場長に対し抗議行動を起そう」という内容の文書を印刷して会社内に配布し、よって、当時の峰山工場長に抗議するよう組合員を扇動したとして、昭和 43 年８月 20 日付で１日間の出勤停止処分をするとともに、組合の特別執行委員であるＡ$_{26}$を、

Ａ25に前記行為を教唆したこと、街頭において会社および会社管理職を中傷、誹謗する宣伝活動をしたこと等を理由として、同日付で懲戒解雇した。そこで、組合は、前記出勤停止、解雇に対して当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和43年（不）第23号事件として審査した結果、昭和44年11月1日付で前記処分の取消等の救済命令を発した。

なお、会社は前記命令を不服として中労委に再審査の申立をしたところ、中労委は前記２の⑶の事件と併合して審理し、昭和46年２月17日付で、再審査申立棄却の命令を発した。

⑺　昭和43年５月から同年８月までの間に、前記２の⑶、⑸、⑹の会社の各処分が相次いだため、この状態に不安を抱いて組合を脱退する者が漸次増加し、同年10月８日、これら脱退者によって前記新労が結成された。

⑻　会社は、前記労使紛争にかかる各事件に関し、会社の従業員で労働委員会および裁判所に証人として出頭した者のうち、会社の申請した証人に対しては出張扱いとし、組合が申請した証人に対しては労働協約上特別休暇扱い（有給）にしなければならないのに、賃金をカットした。そこで、組合は前記取扱いに対し当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和44年（不）第４号事件として審査した結果、昭和45年５月26日付で組合申請の証人に対して特別休暇扱い（有給）とすること等の救済命令を発した。

⑼　会社は、昭和44年９月29日、組合の組合員Ｃ1、Ｃ2らに対し、茨木製作所への配転を命じたが、両名がこれを拒否したので、雑役にまわしたところ両名はこれも拒否したので、両名の就労を拒否した。そこで、組合は、この問題について当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和44年（不）第20号事件として審査していたが、両名が会社を退社したため、組合は昭和45年10月３日前記申立を取り下げた。

⑽　会社は、組合が昭和44年10月21日、「峰山製作所メッキ職場で有毒ガスが発生し労働者が苦痛を訴えるという事態が生じた。会社の工場廃液処理法では農作物への被

害もおこりうる」との趣旨のビラを配布し、さらに、同年11月５日前記ビラと同旨のビラを配布したのに対し、前記ビラの内容は虚構の事実を記載し、故意に会社の名誉を著しく毀損し、対外的信用を甚だしく失墜させるものであるとして、同年12月29日付で組合の三役A_6（以下A_6という）、A_{11}（以下A_{11}という）、A_2（以下A_2という）を懲戒解雇し、その余の執行委員全員に７日間の出勤停止処分を行なった。そこで、組合は、前記解雇、出勤停止につき、当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和45年（不）第１号事件として審査した結果、同年12月12日付で原職復帰等の救済命令を発した。また、組合は前記処分について京都地裁峰山支部に地位保全等の仮処分申請を行なっていたところ、昭和46年３月10日「会社はA_6、A_{11}、A_2を従業員として取り扱え」等の仮処分判決（京都地裁峰山支部昭和45年（ヨ）第１号事件）がなされた。

⑾　会社は、昭和44年12月３日、組織変更を行ない、新たに峰山製作所所長直属の製作第３課（以下第３課という）を設置したが、同課に配属された者40名中、組合員は33名（うち女性６名）であった。同課では、他の職場へ応援に行った一部の者を除いて、終日作業台の周囲に坐らされるという状態が昭和45年７月１日の同課解消まで続いた。

⑿　同年６月10日、会社は、営業成績が芳しくないので成績の悪い者、30名前後の指名解雇を行なうと発表し、同月20日、組合の組合員A_1（以下A_1という）ら９名と、新労の組合員２名の氏名を発表した。その後、会社は、同月29日付で前記組合員を総合的に人事考課の結果が悪いとの理由で解雇した。そこで、組合は、前記組合の組合員９名中A_1、A_{16}（以下A_{16}という）、A_3（以下A_3という）、A_{19}（以下A_{19}という）、A_{23}（以下A_{23}という）、A_{20}（以下A_{20}という）、A_8（以下A_8という）、A_{12}（以下A_{12}という）の解雇処分に対し、当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和45年（不）第８号事件として審査した結果、昭和46年３月16日付で前記８名の原職復帰等の救済命令を発した。

また、組合は、前記処分に対して京都地裁峰山支部に仮処分申請を行なっていたが、

同年４月１日、会社は上記８名をその従業員として取り扱え等の仮処分決定がなされた。

⒀　会社は、同年３月、ＨＬの生産を 1,300 台から 500 台に減産するとの理由で 50 名程度の人員整理を希望退職と茨木製作所への配転とにより行なうとの方針を発表し、希望退職者を募集したが、応募者が５名程度であったので、同年４月 21 日、20 名の一般従業員と２名の管理職の帰休を命じ、そのうち組合の組合員Ａ15（以下Ａ15という）、Ａ18（以下Ａ18という）、Ａ4（以下Ａ4という）、Ａ7（以下Ａ7という）、Ａ9（以下Ａ9という）、Ａ13（以下Ａ13という）、Ａ10（以下Ａ10という）、Ａ14（以下Ａ14という）に対しては期待度がないことを理由とされた。

また、昭和 47 年２月 12 日、会社は赤字を理由にＨＬの生産を３月で打切り、40 名から 50 名程度の人員整理を行なうとの方針を発表し、同月 21 日、前記帰休者全員を解雇した。

さらに、同日、会社は組合の組合員Ａ5（以下Ａ5という）ほか新労の組合員６名に帰休を命じた。

そこで、組合は、前記組合の組合員Ａ15、Ａ18、Ａ4、Ａ7、Ａ9、Ａ13、Ａ10、Ａ14の解雇と、Ａ5の帰休に対し、当委員会に不当労働行為救済申立を行ない、当委員会は京労委昭和 46 年（不）第 17 号事件として審査した結果、昭和 47 年７月 24 日付で解雇および帰休の取消しとバックペイ等の救済命令を発した。

⒁　昭和 43 年以来の会社の上記不当労働行為はすべて組合の組合活動を嫌悪する会社が、組合の弱体化ないし壊滅を目的として反覆してきたものであることは当委員会に顕著な事実である。

⒂　会社は、前記２の⑻、⑽、⑾、⑿、⒀の当委員会の命令を不服として中労委にそれぞれ再審査申立を行なった。

３　賃上げ、一時金交渉の経緯等

⑴　昭和 43 年年末一時金

ア　組合は、昭和 43 年 11 月 10 日、会社に対し、組合の組合員一人平均３か月分の年

末一時金要求書を提出した。

イ　これより先、組合は同年の賃上げならびに夏季一時金を要求していたが、前記２の⑵のような経過で交渉がもてずなんらの進展もみられなかった。

このような状態の中で組合から脱退する者が続出し、これら脱退者の一部の者は同年 10 月、賃上げ 3,217 円、夏季一時金はゼロとの会社回答で妥結した。さらに同月８日前記１の⑵の新労が結成され、新労は同年 12 月７、８日ごろ会社との間に年末一時金一人平均２か月分、同月 14 日支給との内容で同意妥結した。なお、支部もその後新労と同内容で妥結した。

ウ　組合は、前記会社回答を不満として交渉していたが進展せず、結局同月 13 日に至り、①組合員平均基準賃金月額の２か月分、②配分については、基準賃金月額の１か月分、査定分１か月分、ただし同査定は格差を 15,000 円とするＡ、Ｂ、Ｃの３段階とし、各段階ごとに一律額とする、③支払いは昭和 44 年２月 10 日一括払い、なお、同時に昭和 44 年の夏季一時金および年末一時金についても、各々基準賃金月額２か月分を確保支給する、との内容で妥結した。

エ　上記内容により年末一時金が同年２月 10 日支給されたが、組合の組合員A_1ほか 22 名に対する考課査定（Ａ、Ｂ、Ｃ３ランク）の結果は第３表のとおり、(Ａ)の査定をうけたのはA_{17}（以下A_{17}という）のみで、平均の(Ｂ)の査定をうけたのはA_4、A_5、A_7の３名で、他はいずれも最低の(Ｃ)であった。このため、組合の組合員の平均受給額は、1.6 か月分くらいであった。

この会社の査定については、個別的な根拠はなんら明示されていない。以下に認定する賃上げ、一時金の査定についてもすべて同様である。

オ　会社と組合との協定によれば、同年年末一時金の算出方法は

（43 年度基準賃金（11 月末日現在）の１か月分＋査定分１か月）

となり、査定分１か月分をＡ、Ｂ、Ｃの３ランクに分けると平均査定はＢであり、組合員全体についてのＢは金額にして１人 40,000 円となるので、結局Ｂの査定をうけた場合の額と組合員の受給額との差は（43 年度基準賃金（11 月末日現在）の１

か月分＋40,000 円－受給額）となるところ、組合員各人の 43 年度基準賃金（同年 11 月現在)、査定ランク、受給額および上記算式による差額は第３表のとおりとなる。

ただし、A_{17}については、同表中の(ロ)考課査定Ｂとした場合の受給額欄には同人の受給額がＡであるので、その額を記載した。

第３表　昭和43年年末一時金算定表

氏　　名	基準賃金	考課査定	(イ)受給額	(ロ)考課査定をＢとした場合の受給額	(ロ)—(イ)の差額
A_1	56,360	C	81,360	96,360	15,000
A_2	56,200	〃	81,200	96,200	〃
A_3	61,220	〃	86,220	101,220	〃
A_4	57,260	B	97,260	97,260	0
A_5	55,940	〃	95,940	95,940	0
A_6	54,980	C	79,980	94,980	15,000
A_7	52,200	B	92,200	92,200	0
A_8	40,480	C	65,480	80,480	15,000
A_9	50,100	〃	75,100	90,100	〃
A_{10}	40,690	〃	65,690	80,690	〃
A_{11}	51,860	〃	76,860	91,860	〃
A_{12}	35,410	〃	60,410	75,410	〃
A_{13}	4月～8月 49,960 9月～3月 50,460	〃	74,460	90,460	16,000
A_{14}	36,840	〃	61,840	76,840	15,000
A_{15}	53,660	〃	78,660	93,660	〃
A_{16}	40,400	〃	65,400	80,400	〃
A_{17}	48,455	A	103,455	103,455	0
A_{18}	39,530	C	64,530	79,530	15,000
A_{19}	31,077	〃	56,077	71,077	〃
A_{20}	51,500	〃	76,500	91,500	〃
A_{21}	29,280	〃	54,280	69,280	〃
A_{22}	22,300	〃	47,300	62,300	〃
A_{23}	26,500	〃	51,500	66,500	〃

（注　単位：円）

⑵　昭和 44 年度賃上げ

ア　組合は、昭和 44 年３月初め会社に対し、組合の組合員一人平均 10,000 円の賃上げ要求書を提出した。

会社は、同月 20 日、組合、新労および支部に対し、一人平均 6,000 円以上の賃上げを行なう、旧来の年功序列型賃金体系から職務職能型賃金体系へ移行する、支給は妥結月からとし遡及払いはしないと回答した。なお、職務職能給の内容についてはなんの説明もなかった。

これに対し、組合、新労および支部はいずれも反対の意向を表明したが、特に組合は会社の査定部分が多くなるとして反対した。

イ　しかし、新労は同年３月下旬ごろ前記会社回答で妥結し、４月分給与から実施された。

組合は従来と異なり遡及払いはしないとの会社の方針は異議をとどめて妥結がおくれるのをおそれ、同年４月 17 日、①昇給額一人平均 6,000 円以上、②実施期日昭和 44 年４月 21 日（５月分給与から）、③職務職能給への移行に伴い今年限り現行賃金を引き下げない、④皆勤手当は今年度に限り現行どおりとし、次年度から職務職能給体系内に吸収する、家族手当は今年度に限り現行どおりとし、次年度より廃止する、等の内容で妥結した。

なお、職務職能給への移行による基準給与表は第５表のとおりであり、かつ組合の組合員の昇給額の平均は 3,640 円で、組合の組合員 23 名中 20 名が第４表のとおり平均額以下で、しかも実施時期を新労より１か月おくらされた。なお、残り３名については平均額以上の昇給はうけたが、前記 20 名と同様実施時期をおくらされた。

従来は妥結がおくれても定期昇給は１月、賃上げは４月から実施されていた。

ウ　会社は、賃上げの人事考課にあたり 20 項目にわたる考課査定項目を設け、これを各査定者（一次係長、二次課長、三次部長、四次所長）に指示し査定を行なわせた。

第４表　昭和44年度賃上げ額算定表

氏　　名	43年度基準賃金	昇　給　額	(イ) 受 給 額	(ロ)平均額昇給の場合の級号表直近下位額	左の額の級号	(ロ)—(イ)差　額一年分
A1	56,360	2,740	59,100	62,100	1・21	38,740
A2	56,200	2,900	59,100	61,100	2・12	26,900
A3	61,220	4月～7月5,880 8月～9月6,380 10月～3月3,380	4月～7月67,100 8月～9月67,600 10月～3月64,600	4月～7月67,100 8月～9月67,600 10月～3月64,600	4・ 6	5,880
A4	57,260	3,840	61,100	62,600	1・21	21,840
A5	55,940	3,660	59,600	61,600	2・12	27,660
A6	54,980	3,120	58,100	60,100	2・11	27,120
A7	52,200	6,900	59,100	59,100	2・11	6,900
A8	40,480	3,120	43,600	46,600	1・13	39,120
A9	50,100	9,500	59,600	59,600	2・11	9,500
A10	40,690	2,910	43,600	46,600	1・13	38,910
A11	51,860	4月～5月2,740 6月～3月2,240	4月～5月54,600 6月～3月54,100	57,600	1・18	43,740
A12	35,410	2,190	37,600	40,600	1・ 9	38,190
A13	4月～8月49,960 9月～3月50,460	2,640	53,100	56,100	1・17	38,640
A14	36,840	2,260	39,100	42,100	1・10	38,260
A15	53,660	2,440	56,100	59,100	1・19	80,609
A16	40,400	2,200	42,600	45,600	1・11	38,200
A17	48,455	10,645	59,100	59,100	2・11	10,645
A18	39,530	2,570	42,100	45,100	1・12	38,570
A19	31,077	3,523	34,600	37,600	1・ 7	39,523
A20	51,500	1,600	53,100	57,600	1・18	55,600
A21	29,280	2,320	31,600	34,600	1・ 5	38,320
A22	22,300	2,300	24,600	26,600	1・ 2	26,300
A23	26,500	2,600	29,100	31,600	1・ 4	32,600

（注　単位：円）

第5表　基準給与表

等級		1級			2級			3級			4級		
本人給	職務給 / 号俸	円 9,000	基本的賃金	格差	円 11,000	基本的賃金	格差	円 13,000	基本的賃金	格差	円 18,000	基本的賃金	格差
本人給	1	15,100	24,100	2,000	25,100	36,100	↑	30,100	43,100	↑	30,600	48,600	↑
	2	17,100	26,100	2,500	27,100	38,100		32,600	45,600		33,600	51,600	
	3	19,600	28,600	2,500	29,100	40,100		35,100	48,100		36,600	54,600	
	4	22,100	31,100	3,000	31,100	42,100		37,600	50,600		39,600	57,600	
	5	25,100	34,100	↑	33,100	44,100		40,100	53,100	2,500	42,600	60,600	
	6	26,600	35,600		35,100	46,100		42,600	55,600	↓	45,600	63,600	3,000
	7	28,100	37,100		37,100	43,100		45,100	58,100	↑	48,600	66,600	↓
	8	29,600	38,600		39,100	50,100		47,600	60,600		51,600	69,600	↑
	9	31,100	40,100		41,100	52,100		49,600	62,600		54,100	72,100	2,500
	10	32,600	41,600		43,100	54,100	2,000	51,600	64,600	2,000	56,600	74,600	↓
	11	34,100	43,100		45,100	56,100	↓	53,600	66,600	↓			
	12	35,600	44,600		47,100	58,100	↑	55,600	68,600				
	13	37,100	46,100		48,900	59,900		57,600	70,600				
	14	38,600	47,600		50,700	61,700		59,600	72,600				
	15	40,100	49,100		52,500	63,500							
	16	41,600	50,600	1,500	54,300	65,300	1,800						
	17	43,100	52,100		56,100	67,100							
	18	44,600	53,600		57,900	68,900							
	19	46,100	55,100		59,700	70,700	↓						
	20	47,600	56,600		61,500	72,500							
	21	49,100	58,100										
	22	50,600	59,600										
	23	52,100	61,100										
	24	53,600	62,600										
	25	55,100	64,100										
	26	56,600	65,600										
	27	58,100	67,100										
	28	59,600	68,600										
	29	61,100	70,100	↓									
	30	62,600	71,600										

エ　同年度の会社全従業員に対する賃上げ実施の結果によれば、同年度賃上げ平均額は6,685円であり、組合員各人がこの平均額の昇給をしたとすれば、その結果各人の基準賃金は、(43年度基準賃金－諸手当＋6,685円）となるべきところ、基準給与

表の制定により、同表の級号に上記の額と合致するものがないので、同表級号額のうち、上記の額の直近下位にあたる級号額を選択すれば、過大となるおそれはないはずであって、組合員各人の受給額、昇給額、平均額の昇給をした場合の上記直近下位級号額とその級号、これに諸手当を加えたものと受給額との差額１年分（同年４月分より昇給した場合の金額）は第４表のとおりである。

⑶　昭和 44 年夏季一時金

ア　組合は、昭和 44 年夏季一時金要求を会社に提出すべく準備していたところ、会社は組合、新労および支部を本社に集め、①昭和 43 年年末一時金協定のさい同意に達した年間臨給協定により一般従業員一人平均 92,596 円を支給する、②配分はＡ、Ｂ、Ｃの３ランクに分け、A2.5 か月、Ｂ２か月、Ｃ1.5 か月とする、③特に成績が著しくよい者には特別賞与を支給する、等の内容を呈示した。

イ　これに対し新労は、いち早く前記会社呈示の内容で妥結し、その後支部も妥結した。

組合は、配分内容を不満として会社と数回団交をもったが、結局新労、支部と同一内容で同年７月３日妥結し、同月 21 日支給された。その結果は、第６表のとおり、組合の組合員 23 名中 18 名が最下位の(Ｃ)の査定を、残り５名は平均の(Ｂ)の査定をうけ、最高の(Ａ)の査定は皆無であった。なお、特別賞与をうけた者は峰山製作所ではすべて新労の組合員である。

ウ　会社は、この時期から査定者を一次課長、二次部長、室長、三次所長、本部長と改めた。

エ　会社と組合との協定によれば、同年夏季一時金は、平均査定Ｂをとれば査定分は 44 年度基準賃金１か月分であるところ、組合員各人の受給額、考課査定、後記判断にかかげる理由により是正さるべき 44 年度基準賃金（第４表(ﾛ)の金額)、(以下是正さるべき基準賃金というのは同様の意味のものである)、44 年度基準賃金、考課査定を平均ランクとした場合の受給すべき額、これと受給額との差額は第６表のとおりである。

第６表　昭和44年夏季一時金算定表

氏　　名	(イ)受給額	査　　定	是正さるべき44年度基準賃金	(ロ)査定を平均ランク(B)とした場合の受給すべき額	(ロ)—(イ)差額
A1	88,650	C	62,100	124,200	35,550
A2	88,650	〃	61,100	122,200	33,550
A3	100,650	〃	4月～7月 67,100 8月～9月 67,600 10月～3月 64,600	134,200	33,550
A4	122,200	B	62,600	125,200	3,000
A5	89,400	C	61,600	123,200	33,800
A6	87,150	〃	60,100	120,200	33,050
A7	118,200	B	59,100	118,200	0
A8	87,200	〃	46,600	93,200	6,000
A9	89,400	C	59,600	119,200	29,800
A10	65,400	〃	46,600	93,200	27,800
A11	109,200	B	57,600	115,200	6,000
A12	56,400	C	40,600	81,200	24,800
A13	79,650	〃	56,100	112,200	32,550
A14	58,650	〃	42,100	84,200	25,550
A15	84,150	〃	59,100	118,200	34,050
A16	63,900	〃	45,600	91,200	27,300
A17	118,200	B	59,100	118,200	0
A18	63,150	C	45,100	90,200	27,050
A19	51,900	〃	37,600	75,200	23,300
A20	79,650	〃	57,600	115,200	35,550
A21	47,400	〃	34,600	69,200	21,800
A22	36,900	〃	26,600	53,200	16,300
A23	43,650	〃	31,600	63,200	19,550

（注　単位：円）

⑷　昭和 44 年年末一時金

ア　組合は、昭和 44 年 11 月会社に対し、組合員一人平均３か月分の年末一時金要求書を提出した。

会社は、夏季一時金同様年間臨給の協定にもとづき２か月分を回答した。そこで、組合は年内支給をうけるため同年 11 月 25 日、つぎのような内容で妥結した。①２か月分（平均）、②一般従業員平均 93,113 円、③配分については基本賞与１か月、査定賞与Ａ1.6 か月、Ｂ1.3 か月、Ｃ１か月、Ｄ0.7 か月、Ｅ0.4 か月、Ｆ０で、なお、査定賞与は人事考課に出勤率を加味したもの、④特別賞与としてＡ100,000 円、Ｂ50,000 円、なお、該当期間中に懲戒処分をうけた者は、Ｆに該当し、基本賞与、査定賞与をあわせて 0.5 か月の支給とされているが、これは後記５の⑸の被処分者がこれにあたるものとされた。

イ　同月 13 日、前記妥結内容により年末一時金が支給されたが、組合の組合員に対する平均は 1.4 か月であり、また、考課査定結果は第７表のとおり、23 名中 20 名が平均以下の査定をうけた。

ウ　会社と組合との協定によれば、同年年末一時金は、平均査定Ｃをとれば査定分は 44 年度基準賃金１か月分であるところ、組合員各人の受給額、考課査定、是正さるべき 44 年度基準賃金、考課査定を平均ランクとした場合の受給すべき額、これと受給額との差額は第７表のとおりである。

第７表　昭和44年年末一時金算定表

氏　　名	(イ)受給額	査　　定	是正さるべき44年度基準賃金	(ロ)査定を平均ランクＣとした場合の受給すべき額	(ロ)―(イ)差額
A1	53,190	(F)	62,100	124,200	71,010
A2	29,550	(〃)	61,100	122,200	92,650
A3	64,600	F	4月～7月 67,100 8月～9月 67,600 10月～3月 64,600	129,200	64,600
A4	122,200	C	62,600	125,200	3,000
A5	119,200	〃	61,600	123,200	4,000
A6	58,100	F	60,100	120,200	62,100
A7	82,740	E	59,100	118,200	35,460
A8	61,040	〃	46,600	93,200	32,160
A9	101,320	D	59,600	119,200	17,880
A10	74,120	〃	46,600	93,200	19,080
A11	54,100	F	57,600	114,200	60,100
A12	52,640	E	40,600	81,200	28,560
A13	74,340	〃	56,100	112,200	37,860
A14	54,740	〃	42,100	84,200	29,460
A15	78,540	〃	59,100	118,200	39,660
A16	21,300	(F)	45,600	91,200	69,900
A17	135,930	B	59,100	135,930	0
A18	21,050	(F)	45,100	90,200	69,150
A19	48,440	E	37,600	75,200	26,760
A20	74,340	〃	57,600	115,200	40,860
A21	53,720	D	34,600	69,200	15,480
A22	34,440	E	26,600	53,200	18,760
A23	26,190	〃	31,600	47,400	21,210

（F）印は期間中処分ありとして減額されたもの　　（注　単位：円）

⑸　昭和 45 年度賃上げ

ア　組合は、昭和 45 年３月初め、会社に対し、組合の組合員一人平均 10,000 円の賃上げ要求書を提出した。

これに対し会社は、同月７日、組合、新労および支部を本社に集め、従業員一人平均8,055円の賃金改訂をする、これは賃上げではない、実施については妥結月からと回答した。

イ　新労はこの回答後間もなく妥結し、４月分給与から実施され、また、支部もその後妥結し、５月分給与から実施された。

ウ　この期間中組合の組合員の大半が前記２の⑾のとおり第３課に待機させられていたが、組合は交渉の中で会社から、組合の組合員については現状維持か賃下げだと強く言われ、昭和44年度同様遡及払はしないとの会社の方針には異議をとどめ、妥結がおくれるのをおそれ、８月３日、①一般従業員平均8,055円の増額（ベース改訂2,255円、人事考課による増額5,800円）、ただし皆勤手当については基本給与に吸収し配分、家族手当については本年度より廃止し人事考課によって配分する、との内容でようやく妥結し､第９表の基準給与表により８月分給与から実施された。

この結果は第８表のとおり組合の組合員の平均は5,525円であり、また、組合の組合員23名中平均以上の賃上げをうけたのは２名であり、特にＡ22（以下Ａ22という）は、入社後４年目であるのに基準給与表最下位の１級４号である。

なお、Ａ6、Ａ2、Ａ11が前記２の⑽のとおり昭和44年12月21日解雇されているので、また、Ａ1、Ａ16、Ａ3、Ａ19、Ａ23、Ａ20、Ａ8、Ａ12の８名は前記２の⑿のとおりこの賃上げ妥結前である昭和45年６月29日解雇されたので、いずれも賃上げはされていない。

エ　会社と組合との協定によれば、同年度賃上げ平均額は、8,055 円であるが、実施の結果は家族手当廃止による原資の配分（一人平均735円）を増額した額8,790円であり、組合員各人がこの平均額の昇給をしたとすれ、その結果各人の基準賃金は（44年度基準賃金＋8,790円－家族手当）となるべきところ、基準給与表の制定により、同表の級号に上記の額と合致するものがないので、同表級号額のうち、上記の額の直近下位にあたる級号額を選択すれば、過大となるおそれはないはずであって、組合員各人の受給額、昇給額、平均額の昇給をした場合の上記直近下位級号額

とその級号、これと受給額との差額１年分（同年４月分より昇給した場合の金額）は第８表のとおりである。

第８表　昭和45年度賃上げ額算定表

氏　　名	是正さるべき44年度基準賃金	昇給額	(イ)受給額	(ロ)平均額昇給の場合の級号表直近下位額	左の額の級号	(ロ)－(イ)差額一年分
A1	62,100	0	59,100	65,400	1・19	75,600
A2	61,100	0	(59,100)	65,500	2・11	76,800
A3	4月～7月 67,100 8月～9月 67,600 10月～3月 64,600	0	64,600	69,000	3・ 8	52,800
A4	62,600	4,300	65,400	65,400	1・19	17,200
A5	61,600	8,400	68,000	68,000	2・12	33,600
A6	60,100	0	(58,100)	63,000	2・10	58,800
A7	59,100	3,900	63,000	63,000	2・10	15,600
A8	46,600	0	43,600	54,900	1・14	135,600
A9	59,600	5,900	65,500	65,500	2・11	23,600
A10	46,600	2,900	46,500	54,900	1・14	112,400
A11	57,600	0	(54,100)	61,200	1・17	85,200
A12	40,600	0	37,600	48,600	1・11	132,000
A13	56,100	3,900	57,000	61,200	1・17	66,000
A14	42,100	3,200	42,300	50,700	1・12	113,600
A15	59,100	3,000	59,100	63,300	1・18	121,463
A16	45,600	0	42,600	50,700	1・12	97,200
A17	59,100	9,900	69,000	69,000	3・ 8	39,600
A18	45,100	4,400	46,500	52,800	1・13	93,200
A19	37,600	0	34,600	44,400	1・ 9	117,600
A20	57,600	0	53,100	61,200	1・17	97,200
A21	34,600	6,500	38,100	42,300	1・ 8	76,400
A22	26,600	3,000	27,600	33,900	1・ 4	87,600
A23	31,600	0	29,100	40,200	1・ 7	133,200

（注　単位：円）

第９表　基準給与表　　45.4.10改定

1　級				2　級				3　級				4　級			
号	職務給 11,800円 本人給	基本的給与	格差	号	職務給 13,800円 本人給	基本的給与	格差	号	職務給 15,800円 本人給	基本的給与	格差	号	職務給 20,300円 本人給	基本的給与	格差
1	15,800	27,600	↑	1	26,700	40,500	↑	1	32,200	48,000	↑	1	34,200	55,000	↑
2	17,900	29,700		2	29,200	43,000		2	35,200	51,000		2	38,200	59,000	
3	20,000	31,800		3	31,700	45,500		3	38,200	54,000		3	42,200	63,000	
4	22,100	33,900		4	34,200	48,000		4	41,200	57,000		4	46,200	67,000	
5	24,200	36,000		5	36,700	50,500		5	44,200	60,000		5	50,200	71,000	
6	26,300	38,100		6	39,200	53,000		6	47,200	63,000		6	54,200	75,000	
7	28,400	40,200		7	41,700	55,500		7	50,200	66,000		7	58,200	79,000	
8	30,500	42,300		8	44,200	58,000		8	53,200	69,000		8	62,200	83,000	
9	32,600	44,400		9	46,700	60,500		9	56,200	72,000		9	66,200	87,000	
10	34,700	46,500		10	49,200	63,000		10	59,200	75,000		10	70,200	91,000	
11	36,800	48,600		11	51,700	65.500		11	62,200	78,000					
12	38,900	50,700	2,100	12	54,200	68,000	2,500	12	65,200	81,000	3,000				4,000
13	41,000	52,800		13	56,700	70,500									
14	43,100	54,900		14	59,200	73,000									
15	45,200	57,000		15	61,700	75,500									
16	47,300	59,100													
17	49,400	61,200													
18	51,500	63,300													
19	53,600	65,400													
20	55,700	67,500													
21	57,800	69,600													
22	59,900	71,700													
23	62,000	73,800	↓				↓				↓				↓

⑹　昭和 45 年夏季一時金

ア　組合は、会社に対し昭和 45 年夏季一時金として組合の組合員一人平均３か月分を要求した。

これに対し会社は、従業員一人平均２か月分（峰山製作所は事業所格差により、

1.94 か月分）の回答をした。

イ　最終的に組合は、前記会社回答で同年８月３日に賃上げ妥結と同日に妥結した。その内容は、①一般従業員平均一人当り約 109,800 円、②配分については基本賞与１か月、査定賞与Ａ1.6 か月、Ｂ1.3 か月、Ｃ１か月、Ｄ0.7 か月、Ｅ0.4 か月、Ｆ０、ただし該当期間中に懲戒処分をうけた者、出勤率 80 パーセント以下の者は基本賞与の 0.5 か月等で、③支給日は同月５日および翌月５日の分割支払いであった。そこで組合の組合員の平均は 1.58 か月くらいであり、さらに夏季一時金の基礎になる基準賃金は、新労には昭和 45 年度の基準賃金で算定しながら組合には昭和 44 年度の基準賃金でなされたことが支給後判明した。その結果は、第 10 表のとおり組合の組合員 23 名中夏季一時金受給者は 12 名で、そのうち平均以上の（Ｂ）の査定をうけたのは１名、平均の（Ｃ）の査定をうけた者も１名で、他の 10 名は平均以下である。

なお、この期間中、Ａ$_{1}$ら８名が前記２の⑿の解雇により、また、Ａ$_{6}$ら３名も前記解雇によりいずれも夏季一時金は支給されなかった。以後これら 11 名については夏季、年末一時金についてはいずれも支給されていない。

ウ　会社と組合との協定によれば、同年夏季一時金は、平均査定Ｃをとれば査定分は 45 年度基準賃金の 0.94 か月分であるところ、組合員各人の受給額、考課査定、是正さるべき 45 年度基準賃金、考課査定を平均ランクとした場合の受給すべき額、これと受給額との差額は第 10 表のとおりである。

第10表　昭和45年夏季一時金算定表

氏　　名	(イ)受給額	査　　定	是正さるべき45年度基準賃金	(ロ)査定を平均ランクCとした場合の受給すべき額	(ロ)—(イ)差額
A1	0		65,400	126,876	126,876
A2	0		65,500	127,070	127,070
A3	0		69,000	133,860	133,860
A4	81,874	E	65,400	126,876	45,002
A5	115,624	C	68,000	131,920	16,296
A6	0		63,000	122,220	122,220
A7	75,844	E	63,000	122,220	46,376
A8	0		54,900	106,506	106,506
A9	97,744	D	65,500	127,070	29,326
A10	58,424	E	54,900	106,506	48,082
A11	0		61,200	118,728	118,728
A12	0		48,600	94,284	94,284
A13	71,154	E	61,200	118,728	47,574
A14	52,394	〃	50,700	98,358	45,964
A15	7,034	(　)	63,300	91,152	84,118
A16	0		50,700	98,358	98,358
A17	132,384	B	69,000	154,560	22,176
A18	20,727	(V)	52,800	102,432	81,705
A19	0		44,400	86,136	86,136
A20	0		61,200	118,728	118,728
A21	51,824	D	42,300	82,062	30,238
A22	40,344	〃	33,900	65,766	25,422
A23	0		40,200	77,988	77,988

（注　単位：円）

A15の(　)は休職により出勤率80パーセント以下のため考課査定の対象となっていない。
(V)印は期間中処分ありとして減額されたもの。

(7)　昭和45年年末一時金

ア　組合は、昭和45年11月7日ごろ、支部が組合組織から分離して以来初めて会社

に対し、組合員一人平均 3.5 か月分の年末一時金統一要求書を提出した。

イ　会社は、同月 22 日ごろ組合、新労および支部を本社に集め、従業員一人平均 2.2 か月分（約 116,200 円）の回答をした。

ウ　組合は、支部との統一団交をも含め再三にわたり交渉をもったがなんら進展せず、結局同年 12 月 10 日、前記会社回答で妥結した。なお、配分方法については、基本賞与一人当り１か月、査定賞与Ａ1.6 か月、Ｂ1.4 か月、Ｃ1.2 か月、Ｄ１か月、Ｅ 0.9 か月で、同月 21 日支給をうけたが、その結果は第 11 表のとおり、組合の組合員 23 名中６名が平均の（Ｃ）の査定をうけたが、他は平均以下の査定である。

エ　会社と組合との協定によれば、同年年末一時金は平均査定Ｃをとれば、査定分は 45 年度基準賃金の 1.2 か月分であるところ、組合員各人の受給額、考課査定、是正さるべき 45 年度基準賃金、考課査定を平均ランクＣとした場合の受給すべき額、これと受給額との差額は第 11 表のとおりである。

⑻　昭和 46 年賃上げ

ア　組合は、会社に対し、昭和 46 年３月、支部と共闘の春闘統一要求として組合員一人平均 17,000 円の賃上げと 16 項目におよぶ付帯要求書を提出した。

これに対し会社は、茨木製作所については従業員一人平均 9,271 円、峰山製作所については赤字を理由に従業員一人平均 4,795 円と格差をつけ、なお、同年４月６日までに妥結すれば３月 21 日から実施するが妥結がおくれれば実施もずれると回答した。

イ　組合は、支部と統一交渉を行なう予定であったが、前記２の⑽、⑿について仮処分決定や救済命令が出たこと、同⒀の帰休が相次いだため、結局支部との統一団交がもてず、同年５月 17 日に前記会社回答で妥結した。その内容は、①4,795 円増額の内訳として、基準給与表の改正により１級 3,400 円、２級ないし４級 3,500 円、②人事考課に基づく昇給、昇格一人平均 1,345 円、③実施は同年３月 21 日よりとする等である。

第11表　昭和45年年末一時金算定表

氏　　名	(イ)受給額	査　　定	是正さるべき45年度基準賃金	(ロ)査定を平均ランクCとした場合の受給すべき額	(ロ)—(イ)差額
A1	0		65,400	143,880	143,880
A2	0		65,500	144,100	144,100
A3	0		69,000	151,800	151,800
A4	143,880	C	65,400	143,880	0
A5	149,600	〃	68,000	149,600	0
A6	0		63,000	138,600	138,600
A7	126,000	D	63,000	138,600	12,600
A8	0		54,900	120,780	120,780
A9	131,000	D	65,500	144,100	13,100
A10	93,000	〃	54,900	120,780	27,780
A11	0		61,200	134,640	134,640
A12	0		48,600	106,920	106,920
A13	108,300	E	61,200	134,640	26,340
A14	84,600	D	50,700	111,540	26,940
A15	46,370	〃	63,300	49,158	2,788
A16	0		50,700	111,540	111,540
A17	151,800	C	69,000	151,800	0
A18	102,300	〃	52,800	116,160	13,860
A19	0		44,400	97,680	97,680
A20	0		61,200	134,640	134,640
A21	83,820	C	42,300	93,060	9,240
A22	60,720	〃	33,900	74,580	13,860
A23	0		40,200	88,400	88,400

（注　単位：円）

ウ　第13表の基準給与表により実施された結果は第12表のとおりで組合の組合員23名中平均以上の賃上げをうけたものは３名である。

エ　会社と組合との協定によれば、同年度賃上げ平均額は4,795円であり、組合員各人がこの平均額の昇給をしたとすれば、その結果各人の基準賃金は、(45 年度基準

賃金＋4,795 円）となるべきところ、基準給与表の制定により、同表の級号に上記の額と合致するものがないので、同表級号額のうち上記の額の直近下位にあたる級号額を選択すれば、過大となるおそれはないはずであって、組合員各人の受給額、昇給額、平均額の昇給をした場合の上記直近下位級号額とその級号、これと受給額との差額１年分（同年４月分より昇給した場合）の金額は第 12 表のとおりである。

⑼　昭和 46 年夏季一時金

ア　組合は、会社に対し、昭和 46 年７月初め組合員一人平均３か月分（一律 50,000 円、残り給与比例）の夏季一時金要求書を提出し、会社と２、３回交渉をもった結果、同月 19 日、①一般従業員一人平均 1.1 か月（73,777 円）、②基本賞与 0.5 か月、査定賞与Ａ0.8 か月、Ｂ0.7 か月、Ｃ0.6 か月、Ｄ0.5 か月、Ｅ0.4 か月、ただし、該当期間中に懲戒処分をうけた者は基本賞与 0.25 か月分のみ、③特別賞与の支給、等の内容で妥結した。

イ　これに基づき、同月 21 日夏季一時金が支給されたが、組合の組合員については第 14 表のとおり 23 名中平均以上の（Ｂ）の査定をうけたのは１名である。なお、支給対象期間中帰休になった８名については５か月分は普通の査定であるが、帰休期間である残りの１か月については、帰休賃金（給与の 60 パーセント）を基礎とする平均査定額の６割ということで 36 パーセントしか支給されなかった。

ウ　会社と組合との協定によれば、同年夏季一時金は、平均査定Ｃをとれば査定分は 46 年度基準賃金 0.6 か月分であるところ、組合員各人の受給額、考課査定、是正さるべき 46 年度基準賃金、考課査定を平均ランクとした場合の受給すべき額、これと受給額との差額は第 14 表のとおりである。

第12表　昭和46年度賃上げ額算定表

氏　名	是正さるべき45年度基準賃金	昇給額	(イ)受給額	(ロ)平均額昇給の場合の級号表直近下位額	左の額の級号	(ロ) — (イ) 差額一年分
A1	65,400	0	(59,100)	68,800	1・19	116,400
A2	65,500	0	(59,100)	69,000	2・11	118,800
A3	69,000	0	(64,600)	72,500	3・ 8	94,800
A4	65,400	3,400	68,800	68,800	1・19	302,720
A5	68,000	6,000	74,000	74,000	2・13	0
A6	63,000	0	(58,100)	66,500	2・10	100,800
A7	63,000	3,500	66,500	66,500	2・10	292,600
A8	54,900	0	(43,600)	58,300	1・14	176,400
A9	65,500	3,500	69,000	69,000	2・11	303,600
A10	54,900	3,400	49,900	58,300	1・14	320,360
A11	61,200	0	(54,100)	64,600	1・17	126,000
A12	48,600	0	(37,600)	52,000	1・11	172,800
A13	61,200	3,400	60,400	64,600	1・17	341,240
A14	50,700	3,400	45,700	54,100	1・12	301,880
A15	63,300	3,400	62,500	66,700	1・18	325,400
A16	50,700	0	(42,600)	54,100	1・12	138,000
A17	69,000	6,500	75,500	75,500	3・ 9	0
A18	52,800	3,400	49,900	56,200	1・13	295,160
A19	44,400	0	(34,600)	47,800	1・ 9	158,400
A20	61,200	0	(53,100)	64,600	1・17	138,000
A21	42,300	3,400	41,500	45,700	1・ 8	50,400
A22	33,900	5,500	33,100	39,400	1・ 5	75,600
A23	40,200	0	(29,100)	43,600	1・ 7	174,000

（注　単位：円）

第13表　一般従業員基準給与表　　（単位：円　月額）

1級				2級				3級				4級			
号	職務給 14,000円 本人給	基本的給与	格差	号	職務給 16,000円 本人給	基本的給与	格差	号	職務給 18,000円 本人給	基本的給与	格差	号	職務給 23,000円 本人給	基本的給与	格差
1	17,000	31,000	↑	1	28,000	44,000	↑	1	33,500	51,500	↑	1	35,500	58,500	↑
2	19,100	33,100		2	30,500	46,500		2	36,500	54,500		2	39,500	62,500	
3	21,200	35,200		3	33,000	49,000		3	39,500	57,500		3	43,500	66,500	
4	23,300	37,300		4	35,500	51,500		4	42,500	60,500		4	47,500	70,500	
5	25,400	39,400		5	38,000	54,000		5	45,500	63,500		5	51,500	74,500	
6	27,500	41,500		6	40,500	56,500		6	48,500	66,500		6	55,500	78,500	
7	29,600	43,600		7	43,000	59,000		7	51,500	69,500		7	59,500	82,500	
8	31,700	45,700		8	45,500	61,500		8	54,500	72,500		8	63,500	86,500	
9	33,800	47,800		9	48,000	64,000		9	57,500	75,500		9	67,500	90,500	
10	35,900	49,900		10	50,500	66,500		10	60,500	78,500		10	71,500	94,500	
11	38,000	52,000		11	53,000	69,000		11	63,500	81,500					
12	40,100	54,100	2,100	12	55,500	71,500	2,500	12	66,500	84,500	3,000				4,000
13	42,200	56,200		13	58,000	74,000									
14	44,300	58,300		14	60,500	76,500									
15	46,400	60,400		15	63,000	79,000									
16	48,500	62,500													
17	50,600	64,600													
18	52,700	66,700													
19	54,800	68,800													
20	56,900	70,900													
21	59,000	73,000													
22	61,100	75,100													
23	63,200	77,200	↓				↓				↓				↓

初任給	大　卒	46,500円	昭和44年4月21日制定
	短大卒	40,500円	昭和45年3月21日改定
	高　卒	37,000円	昭和46年3月21日改定

第14表　昭和46年夏季一時金算定表

氏　　名	(イ)受給額	査　　定	是正さるべき46年度基準賃金	(ロ)査定を平均ランクCとした場合の受給すべき額	(ロ)—(イ)差額
A1	0		68,800	75,680	75,680
A2	0		69,000	75,900	75,900
A3	0		72,500	79,750	79,750
A4	61,874	D	68,800	75,680	13,806
A5	81,400	C	74,000	81,400	0
A6	0		66,500	73,150	73,150
A7	59,806	D	66,500	73,150	13,344
A8	0		58,300	64,130	64,130
A9	62,054	D	69,000	75,900	13,846
A10	44,876	〃	58,300	64,130	19,254
A11	0		64,600	71,060	71,060
A12	0		52,000	57,200	57,200
A13	54,319	D	64,600	71,060	16,741
A14	41,099	〃	54,100	59,510	18,411
A15	56,208	〃	66,700	73,370	17,162
A16	0		54,100	59,510	59,510
A17	90,600	B	75,500	90,600	0
A18	44,876	D	56,200	61,820	16,944
A19	0		47,800	52,580	52,580
A20	0		64,600	71,060	71,060
A21	45,650	C	45,700	50,270	4,620
A22	36,410	〃	39,400	43,340	6,930
A23	0		43,600	47,960	47,960

（注　単位：円）

⑽　昭和 46 年年末一時金

ア　組合は、会社に対し、昭和 46 年 11 月、組合員一人平均 3.3 か月（一律 50,000 円、残り給与比例）の年末一時金要求書を提出し、会社と２、３回交渉をもったが、そのさい会社は、帰休者については帰休賃金（給与の 60 パーセント）に 2.1 か月を

掛けその 60 パーセント（結局 36 パーセント）とすると回答したので、組合は、帰休実施のさい会社が呈示した帰休中の賞与の計算方法を一方的に破るものであり、帰休は会社の都合でさせているのであるから当然 100 パーセント支給せよと抗議した。

イ　しかし同月 16 日に至り、①一般従業員一人平均 2.1 か月（140,522 円、ただし帰休者を除く）、②基本賞与１か月、査定賞与Ａ1.5 か月、Ｂ1.3 か月、Ｃ1.1 か月、Ｄ0.9 か月、Ｅ0.7 か月、③特別賞与としてＡ100,000 円、Ｂ50,000 円、④帰休者の取扱いについては（職務給＋本人給）×60 パーセント×2.1 か月×60 パーセントとする、等の内容で妥結した。

これに基づき組合の組合員に支給された結果は、第 15 表のとおり平均より上の査定をうけたものは一人もなく、特にA_{21}（以下A_{21}という）は査定をうけた中では一番悪かった。

ウ　会社と組合との協定によれば、同年年末一時金は平均査定Ｃをとれば査定分は 46 年度基準賃金 1.1 か月分であるところ、組合員各人の受給額、考課査定、是正さるべき 46 年度基準賃金、考課査定を平均ランクとした場合の受給すべき額、これと受給額との差額は第 15 表のとおりである。

第15表　昭和46年年末一時金算定表

氏　名	(イ)受給額	査　定	是正さるべき46年度基準賃金	(ロ)査定を平均ランクCとした場合の受給すべき額	(ロ)—(イ)差額
A1	0		68,800	144,480	144,480
A2	0		69,000	144,900	144,900
A3	0		72,500	152,250	152,250
A4	52,013	C	68,800	144,480	92,467
A5	155,400	〃	74,000	155,400	0
A6	0		66,500	139,650	139,650
A7	50,274	C	66,500	139,650	89,376
A8	0		58,300	122,430	122,430
A9	52,164	C	69,000	144,900	92,736
A10	37,724	〃	58,300	122,430	84,706
A11	0		64,600	135,660	135,660
A12	0		52,000	109,200	109,200
A13	45,662	C	64,600	135,660	89,998
A14	34,549	〃	54,100	113,610	79,061
A15	47,250	〃	66,700	140,070	92,820
A16	0		54,100	113,610	113,610
A17	158,550	C	75,500	158,550	0
A18	37,724	〃	56,200	118,020	80,296
A19	0		47,800	100,380	100,380
A20	0		64,600	135,660	135,660
A21	78,850	D	45,700	95,970	17,120
A22	69,510	C	39,400	82,740	13,230
A23	0		43,600	91,560	91,560

（注　単位：円）

4　A1ら23名の勤務状況

(1)　本件で救済を求めている者の勤務状況はつぎのとおりである。

ア　A1

昭和24年4月入社後、ドラム、本体組立を担当し、昭和43年9月ごろから従来

の仕事とは異質なキャレージ係となり、同係内で短期間のうちにつぎつぎと仕事内容を変えられたため一時作業量が低下したが、その他の仕事では通常の作業量をこなし、勤務態度について上司から特に注意をうけたこともなかった。また、出勤率についても普通程度であった。

イ　A2

昭和25年7月入社後、ドラム、本体組立、設計、プレス型等を担当していたが、昭和 44 年までの成績は良かった。その間峰山町の町会議員に就任した関係で仕事につくことは少なくなったが、平均程度はこなしていた。

また、出勤状況は月１回２、３分程度の遅刻があったにすぎない。

ウ　A3

昭和 26 年６月入社後、キャレージ、品質管理等を担当し、係長にも登用されたが、その間仕事のことで上司から注意をうけたこともなく、技術的にも中以上のものをもっていた。

エ　A4

昭和26年入社後、レバー関係、本体組立、調整等の仕事を担当していたが、特に本体組立の仕事では技術的にもトップクラスで経験もあり、同僚からは本体の神様と言われていた。なお、仕事のことで上司から注意をうけたことは一度もなかった。

オ　A5

昭和28年４月入社後、ドラム、ボール盤、品質管理、プレス型等の仕事を担当、特にプレス型は高度な技術を要するが、精度のいるむずかしい仕事を重点的に担当し、新しい人の技術指導もしてきた。なお、第３課所属中もずっとプレス型の応援に行っていたほどで、仕事上のミスもなく、非常に熱心であった。

カ　A6

昭和28年８月入社後、旋盤、治工具、機械等の仕事を担当、機械工技能士２級の資格を有し、係長にも抜てきされた。昭和42年までの成績査定は最高クラスで、出勤率もよく、組合活動のため就業する時間は少なかったが、仕事量は標準以上をこ

なしてきた。

キ　A7

昭和28年10月入社後、本体組立、調整等の仕事を担当、調整での仕事量、仕事の質は11、2名中最もよく、経験も豊かで、精密度を必要とする仕事をしていた。

ク　A8

昭和29年10月入社後、部品の検査や事務等の仕事をしていたが、作業能率は常に標準以上で、仕事も正確であり、作業の合理的改善につき提案したのを会社が採用したことがあり、また、会社から表彰されたこともあった。なお会社の女子従業員の信望も厚く、よき相談相手であった。

ケ　A9

昭和30年３月入社後、事務系の工務、生産管理、生産技術の仕事を担当、昭和42年ごろまでの成績査定は同時入社者の中では最高であった。昭和 45 年には大阪にある三菱商品計算センターへ出張したのち、試作、キャレージ等現場の仕事を担当していたが、昭和44年度および昭和45年度の賃上げではいずれも平均以上の査定をうけた。

コ　A10

昭和31年９月入社後、本体組立、メッキ等の仕事を担当、昭和42年までの成績は同時入社者の中では最高クラスで、同僚や上司から真面目で仕事も正確でよくやると言われていた。また、改善提案をして会社から表彰された。

サ　A11

昭和31年９月入社後、メッキ、研磨、フライス、レバー等の仕事を担当、昭和42年までの成績は同時入社者の中では最高クラスであった。その後短期間のうちに職場を転々とさせられたが、いずれの職場でも標準程度こなしていた。

シ　A12

昭和32年３月入社後、主に調整で字車関係の仕事を担当していたが、作業能力は会社社内報で「字車入れのすばやいことにはいささか驚かされる」と紹介される等

極めて優秀であり、出勤率もよく、標準以上の作業量をこなし、特にドラムでも作業量が多いと他の者に迷惑になるから標準程度にするようにと言われるほどであった。

ス　A13

昭和33年２月入社後、本体組立、調整の仕事を担当、昭和42年までの成績は普通以上であり、仕事量についても標準以上はやっていた。また、上司から仕事のことで注意をうけたこともなかった。

セ　A14

昭和33年２月入社後、塗装、調整、ドラム組立等の仕事を担当、ドラム組立では男性の中にまじり標準以上の作業量をこなし、女性でただ一人ドリルの研磨もしていた。なお、上司から仕事のことで注意をうけたこともなかった。

ソ　A15

大学卒業後昭和33年３月事務職として入社、経理、資材等の仕事を担当、資材管理の合理化や製品検査の基準の作成等の改善を行なった。現場では機械を扱ったりしたが十分にこなしていたし､技術的に精度の高いプレス型の仕事も担当していた。また、Ａ級経営労働士、特許管理士、危険物取扱主任等多くの資格を有している。なお、出勤率は病気欠勤のため低い時期もあったが、仕事は標準以上やっていた。

タ　A16

昭和36年８月入社後、プレス型等の仕事を担当、ＰＭ－３の試作を担当し、指導にあたる等技術的にも優秀で、上司の指示にも従って勤務しており、出勤率も全般的によかった。

チ　A17

昭和37年１月入社後、検査、フリー、生産、技術等の仕事を担当しているが、改善能力、企画力にもすぐれ、技術的にも最高で、全般的に極めて優秀であり、成績査定も常に平均以上である。

ツ　A18

昭和37年１月入社後、調整、本体組立、メッキ等の仕事を担当してきたが、いずれも標準以上やっていた。

テ　A19

昭和37年４月入社後、調整、プレス等の仕事を担当してきたが、特にプレスの作業は技術を要し、危険をともなうものであったが、なんらのミスもなく、また、上司から仕事上のことで特段の注意をうけたこともなく、標準以上こなしていた。出勤率もよかった。

ト　A20

昭和 39 年２月嘱託として入社後、倉庫係としてＨＬの梱包や荷物の解体等の仕事を担当、作業上目立ったミスもなく、正確な仕事をしていた。また、作業の合理的改善のため種々の提案を行ない、これを会社が採用したことがあった。

ナ　A21

昭和40年３月入社後、検査、経理等事務関係を担当していたが、昭和45年７月からスポット、ボール盤等現場の仕事についたが、人並みにはこなし、上司から仕事上のことで特段の注意をうけたこともなく、出勤率もよい。

ニ　A22

昭和42年３月入社後、フライス、レバー等の仕事を担当、いずれも標準ないしそれ以上こなしており、また、上司から「仕事をよくするしレバーのホープや」と言われている。出勤率も極めてよい。

ヌ　A23

昭和42年３月入社後、プレス、旋盤等高度な技術を要する仕事を担当していたが常に人並以上にやっていた。また、病気欠勤を除けば出勤率もよかった。さらに、作業にあたっては上司の指導をうける必要もなく、技術的にも信頼されていた。

⑵　当初本件で救済を求めていたＣ3は、昭和47年３月10日会社を退職した。

５　A2ら４名の処分

⑴　会社が組合の組合員であったＡ24に対してなした懲戒解雇は、前記２の⑸のとおり

であり、さらに、京都地裁峰山支部において、昭和 44 年５月 23 日、バックペイおよび賃金支払いの仮処分決定がなされた。しかし、会社が同人の就労および賃金支払等を拒否したため、同人は賃金について強制執行の手続きをした。

⑵　これに基づき同年５月末にバックペイ分について会社の動産に対する差押えがなされ、執行官の依頼もあり、組合の組合員全員が立ち会った。その後５月分賃金についても同様の差押えがなされたが、このときには組合執行部が立ち会った。この２回の差押えのさいに、会社の管理職多数がきて大声でわめいたり、口々にいやがらせをした。

⑶　このような経過からみて組合は、同年７月 30 日に行なわれる６月分賃金についての差押えのさいにも立ち会うことを決定した。

ところが同日、A_{6}とA_{11}は当委員会の審問に出席のため、また、A_{25}は組合業務で出張したので、残ったA_{2}、A_{1}、A_{16}、A_{18}の４名が差押え手続きの補助者として立ち会うことになり、A_{2}は同日の午前中から、A_{1}ら３名は午後３時 30 分から午後４時まで組合用件の届を出し、それぞれB_{4}課長、C_{4}係長、C_{5}係長に連絡し離席の許可をとっている。

⑷　同日午後３時 30 分ごろ京都地裁峰山支部所属執行官C_{6}（以下C_{6}執行官という）とA_{24}が峰山製作所を訪れ、応接に出た同所所長B_{5}（以下B_{5}所長という）、B_{6}製造部長に対し、C_{6}執行官からA_{24}の６月分給料につき任意の支払いを勧告したところ、B_{5}所長が拒否したので、強制執行する旨を告げた。そのさいにはA_{2}、A_{1}、A_{16}、A_{18}もその場にきていたが、A_{24}はC_{6}執行官にA_{2}ら４名を執行補助者にしたい旨申し入れ承諾された。これに対しB_{5}所長らがC_{6}執行官に、A_{2}らを立ち会わせる必要があるのかとたずねたところ、A_{24}は自分が依頼したこと、組合員のことで執行部が立ち会うのはあたり前だと言ったので、B_{5}所長らと言い合いの形となり、同人らはすぐに組合事務所へ戻るよう指示したが、C_{6}執行官から立ち会ってもらうと言われ、それ以上拒否はしなかった。

その後執行が行なわれ、午後４時 10 分に終了した。

⑸　会社は、同年８月９日、懲戒委員会を開催し、Ａ２、Ａ１、Ａ１６、Ａ１８が前記執行のさい退去命令に従わなかったことをもって業務命令に違反した行為であるとして、それは会社の就業規則ならびに労働協約の懲戒事項に該当するとして、Ａ１６については、譴責のうえ労働日２日間の出勤停止（同月 22 日、同 23 日）、Ａ１、Ａ２、Ａ１８については、譴責のうえ減給（平均賃金の１日分の半額）処分にすることを決定し、この旨をＡ２ら４名に同月 20 日付の内容証明郵便で通知するとともに、社内に掲示した。

第２　判断

組合はつぎのとおり主張する。

昭和 43 年年末一時金以降昭和 46 年年末一時金までの間の各一時金と昭和 44、45、46 年度の各賃上げについて、組合は、新労や支部と、または新労と同一支給額、同一内容で妥結調印したにもかかわらず、組合の組合員に支給された内容には常に極端に不当な差別扱いがなされ、かつ、支給期日についても不利益な取扱いがなされてきた。これは、組合を嫌悪している会社が、不当な考課査定を行なって組合の組合員に組合にとどまれば経済的にも不利益になるとのみせしめとして行なったもので、組合からの脱退を促すための悪質な差別扱いであり、明らかな不当労働行為である。

なお、会社の不当に低い査定に対し、賃上げについては、平均妥結額による賃上げを請求する救済内容とするが、職務職能給の導入によりその金額に合致する賃金体系の級号が存在しないので、予備的に、平均妥結額以下で平均妥結額に最も近い級号への是正ならびにこれが実施を毎年４月分からとすることを請求する救済内容とし、さらに、一時金についても、是正された基準賃金による支給を求める。

また、組合の組合員Ａ２、Ａ１、Ａ１８、Ａ１６に対する出勤停止、譴責および減給処分は、同人らが、Ａ２４が会社に対して行なった仮処分執行に際し、会社の不当な妨害、いやがらせを防止するため、組合役員として組合活動をなすとの届出のもとに、かつ、執行官の同意をえて、執行補助者としてなした行為に対して行なったもので、これは、その時期に会社が従業員に対して強行していた茨木製作所への配転攻撃に対して敏速に対処し、情宣活動等を続けていた組合の執行委員を懲戒処分にすることにより、その活動力を破

壊しようとしたことにほかならず、これまた明らかな不当労働行為である。

これに対し、会社はつぎのとおり抗弁する。

会社が組合と協定した賃上げないしは一時金支給金額は、あくまで全従業員を対象とした金額であり、会社のように複数の組合が存在する場合は、各所属組合員各個人の勤務成績の優劣等によって両者間に差異が生ずることはやむをえない。

会社と組合との協定書によれば、各年度各場合により多少異なるが、支給分の約 50 パーセントにつき３段階ないし６段階で査定を行なうことになっており、被査定者個人の勤務成績、出勤率によって多寡が生じるのは当然のことで、比較的成績の低位の者が多い組合の平均額が他と比較して低くなるのは仕方のないことであって、組合のいう組合員とそれ以外の者との間に格差があるとの非難はあたらない。

なお、昭和 43 年度年末一時金の救済申立については、すでに１年の期間を経過し申立権は消滅しているので却下されるべきである。

さらに、会社が行なったＡ$_{2}$、Ａ$_{1}$、Ａ$_{18}$、Ａ$_{16}$に対する出勤停止ないし譴責、減給処分は、Ａ$_{24}$の会社に対して行なった仮処分執行に組合活動として立ち会うと称し、会社の指示を無視して工場内の差押執行に同行し、作業場において管理職の注意、指示にも従わず暴言を吐き反抗的態度を示したことを理由として、懲戒委員会の議を経、情状に応じ各処分を行なったものであり、懲戒処分はいずれも正当である。

以下これらの点について判断する。

1　賃上げ、一時金について

⑴　会社は、賃上げないしは一時金の支給について複数の組合が存在する場合は、各所属組合員各個人の勤務成績の優劣等によって両者間に差異が生ずることはやむをえないと主張するが、前記認定のとおり、Ａ$_{1}$ら 23 名については勤務態度も真面目で標準もしくはそれ以上の従業員であり、しかも、昭和 42 年までの同人らの成績査定は、最高クラスの者もあり、多くの者は普通程度であったことは明らかであって、かつ、昭和 43 年以後同人らの勤務態度が急激に悪化したとも認められないにもかかわらず、昭和 46 年年末一時金までの各賃上げ（３回）ならびに一時金（７回）の査定結果はほ

ぼ全員が平均以下と急激に悪くなっている。しかも、会社の各賃上げ、一時金の考課については、昭和 44 年度賃上げのさいは考課項目は設けられていたけれども考課の内容は不明であり、同年度以外は考課査定をどのように実施しているのか全く不明であって、考課が果して適正妥当に行なわれたものであるか否か甚だ疑わしく、前記認定４のＡ$_1$ら 23 名の勤務状況からすれば、少なくとも同人らが平均以下の査定をうけるのが妥当と認められる根拠はなんら見出せない。

また、前記認定のとおり、賃上げにつき妥結月実施の方法で組合には昭和 44 年度は１か月、昭和 45 年度は４か月新労よりおくらされたことについては組合は異議をとどめていたのであって、この点につき救済の利益を放棄したものとは認めがたく、賃上げの実施時期についての新労との差別は容認しがたいこと、さらに、昭和 45 年の夏季一時金について算定の基礎となる基準賃金を、新労には同年度のもので算定しながら組合には前年度の基準賃金で算定したが、これについても同年度賃上げ妥結が８月３日であり、その実施は同年７月分からであるから、夏季一時金の算定基礎となるべき基準賃金は前年度のものとなるとの主張であるが、実施月を妥結月以後と改めたこと自体結果として組合と新労間に差別をきたすことになるのであるから、前記考課査定の不明確性とあわせて会社の主張は認容しがたい。

⑵　以上のとおり、組合の組合員に対する会社の賃上げ、一時金支給の措置はいずれも首肯しがたいので、会社がかかる行為に出た真の意図を案ずるに、前記認定２のごとく昭和 43 年以来の対立した労使関係のなかで会社が組合壊滅を意図した数々の不当労働行為を反覆して行なってきたこと、組合がそれにも屈せず粘り強く闘ってきたことからすれば、会社は賃上げ、一時金で組合の組合員を不利益に取り扱い、経済的打撃を与えることによりその動揺を図り、もって組合の団結と活動力を破壊せんとしたものと認めるのほかなく、明らかに労働組合法第７条１号に該当する不当労働行為であるといわなければならない。

⑶　なお、会社は、昭和 43 年の年末一時金の救済申立については１年を経過し、申立権は消滅しているとして却下を求めているが、前記のように、会社が組合壊滅を意図し

た単一の不当労働行為意思にもとづき年々同種の行為を繰り返していると認められるので、継続する行為というべきであって、会社の主張は認められない。

⑷　さらに、賃上げ、一時金の支給対象期間中、前記認定２の⑽、⑿の解雇者はいずれも支給対象者から除外され、また、同⒀の帰休者は一時金につき 36 パーセントしか支給されていないが、前記認定のとおり、これらの解雇および帰休命令が不当労働行為であるから、これらの者に対する各賃上げ、各一時金について解雇ないし帰休を命ぜられていない在籍者と差異のない算定による計算方式による金額を支給するのが至当と認められる。

また、Ａ２ら４名の処分については後記判断のとおりであるから、同人らの処分のあった時期の査定は、処分がなかったものとして扱われるべきである。

⑸　組合は、賃上げ、一時金の救済について、当初各年度の賃上げにつき平均妥結額分の賃上げを求め、かつ、各年度の一時金についても是正された基準賃金の平均月数の支給を求めていたが、職務職能給の導入によりその金額に該当する賃金体系の級号が存在しないため、予備的に、会社の賃金体系にも合致する賃金への是正、すなわち、平均妥結額の賃上げ分を旧賃金に加算した額の直近かつ下位の級号への賃上げを、また、一時金についても変更救済された基準賃金の平均月数の支給をそれぞれ求めている。当委員会は、本件救済については、会社の定めた基準給与表に存在しない賃金の支払いを命ずることもできないので、組合の予備的請求を妥当と認め、これを認容するものとする。

２　Ａ２ら４名の処分について

会社は、Ａ２ら４名がＡ２４の会社に対する仮処分執行に同行し、会社の指示に従わず反抗的態度を示したと主張するが、前記認定のとおり、Ａ２４が京都地裁峰山支部所属の執行官に委任して行なった過去２回の仮処分執行にさいし、会社管理職によるいやがらせや妨害があったため、組合は７月 30 日に行なわれる執行には組合役員が立ち会うとの方針をきめ、Ａ２ら４名が会社に組合活動の届けをなし、かつ、執行官の同意のもとに、執行の補助者として立ち会ったもので、その行為はまさに組合活動であり、かつ、正当

なる組合活動の範囲を逸脱したものとはいえず、会社職制との間に多少のやりとりはあったにせよ、業務運営上特段の支障をきたしたとの事実も認められず、しかも、上司に組合活動の届けをしたさいにもなんら異議を述べられたこともなかったのであるから、Ａ₂ら４名に対する処分は同人らの組合活動を抑制する意図をもってなしたものと認めざるをえず、これまた労働組合法第７条１号に該当する不当労働行為であるといわなければならない。

よって、当委員会は、労働組合法第 27 条、労働委員会規則第 43 条により主文のとおり命令する。

昭和 47 年 11 月 17 日

京都府地方労働委員会

会長　岡　部　利　良